

第 4 回 栗原地域合併協議会

日 時 平成 1 5 年 9 月 1 9 日 (金)

午後 3 時 0 0 分

場 所 志波姫町「エポカ 2 1 」

会 議 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 会議録署名委員の指名

4 報告事項

報告第 1 4 号 栗原地域まちづくり検討委員会委員について

報告第 1 5 号 新市の名称検討小委員会の設置について

5 協議事項

協議第 8 号 新市の事務所の位置について

協議第 9 号 慣行の取扱いについて

協議第 1 0 号 行政区の取扱いについて

協議第 1 1 号 広報・広聴関係事業について

6 提案事項

協議第 1 2 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 1 3 号 地方税の取扱い(その 1)について

協議第 1 4 号 条例、規則等の取扱いについて

協議第 1 5 号 納税関係事業について

7 その他

8 閉 会

報告第14号

栗原地域まちづくり検討委員会委員について

栗原地域まちづくり検討委員会委員を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年9月19日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

栗原地域まちづくり検討委員会委員について

- 1. 名称 栗原地域まちづくり検討委員会
- 2. 設置年月日 平成15年8月18日
- 3. 目的 栗原地域合併協議会の求めに応じ、新市建設計画等の策定について必要な調査、検討を行い提言をする。
- 4. 委員数 20名
- 5. 委員名簿

	氏名	団体・組織名
1	白鳥英敏	築館町（学識経験委員）
2	中嶋太一	若柳町（"）
3	高橋伸幸	栗駒町（"）
4	武田正道	高清水町（"）
5	山村喜久夫	一迫町（"）
6	佐々木昭雄	瀬峰町（"）
7	伊藤竹志	鶯沢町（"）
8	飯田明	金成町（"）
9	千葉和恵	志波姫町（"）
10	佐藤利郎	花山村（"）
11	高橋宗明	栗原青年会議所
12	及原俊一	"
13	大場隆	栗原郡PTA連絡協議会
14	佐々木加代子	"
15	飯田敏巳	"
16	今野祥子	"
17	三浦正博	栗原郡連合青年団
18	佐々木美帆	"
19	門伝英慈	JA栗っこ青年部
20	白鳥サト子	JA栗っこ女性部

6. 開催予定

第1回	9月21日（日）	委嘱状交付 新市建設計画第1章・第2章の検討
第2回	10月18日（土）	講話 まちづくりと住民参加（予定） 講師 宮城大学副学長 大村 虔一氏 新市建設計画第3章の検討
第3回	}	開催日時は、第1回目の会議で調整予定
・		
・		
第9回	1月	

報告第15号

新市の名称検討小委員会の設置について

新市の名称検討小委員会の設置を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年9月19日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

新市の名称検討小委員会の設置について

1. 名 称 新市の名称検討小委員会
2. 設置年月日 平成 15 年 9 月 11 日
3. 目 的 新市の名称の第一次選定
4. 付託事項 新市の名称募集要項に基づき応募された全応募作品の中から、
新市の名称としてふさわしいと考えられる名称を 5 種類程度
選定する。
5. 委員数 学識経験者 10 名
6. 「新市の名称検討小委員会」委員名簿

	氏 名	区 分	備 考
1	長谷川 厚 子	第 7 条第 1 項第 3 号	学識経験委員（築館）
2	三 浦 徹 也	”	” （若柳）
3	佐 藤 多恵子	”	” （栗駒）
4	海老田 慶 子	”	” （高清水）
5	白 鳥 文 雄	”	” （一迫）
6	津 藤 國 男	”	” （瀬峰）
7	須 藤 茂	”	” （鶯沢）
8	後 藤 和 廣	”	” （金成）
9	白 鳥 一 彦	”	” （志波姫）
10	中 條 彦 登	”	” （花山）

協議第12号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月19日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会に付託し、協議会で決定する。

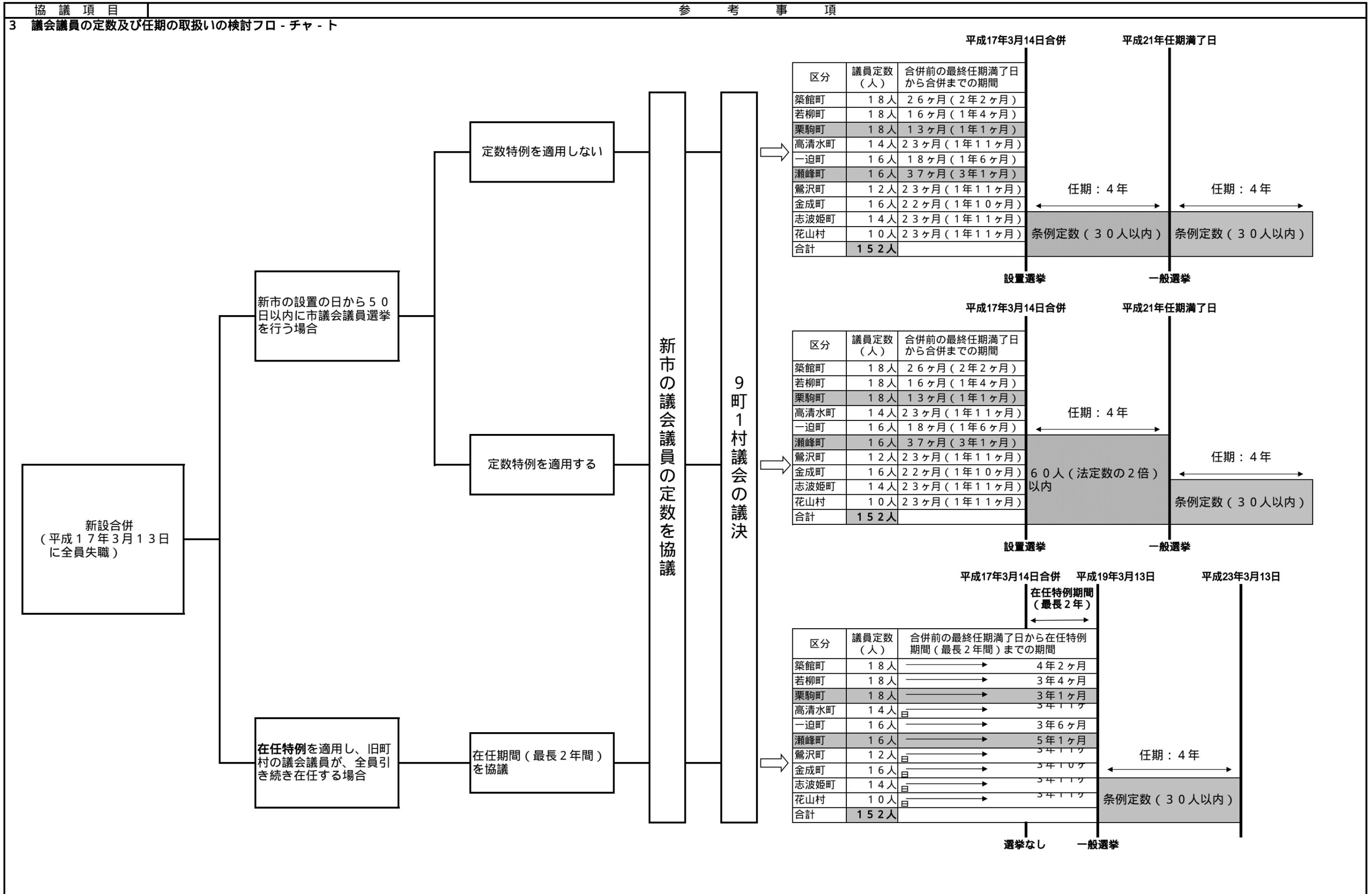
平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整方針・内容	議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会に付託し、協議会で決定する。		

参 考 事 項											
協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	備考
法定数	22人	22人	22人	14人	18人	18人	14人	18人	18人	12人	178人
議員定数	18人	20人	19人	14人	18人	16人	12人	16人	14人	10人	157人
合併時議員定数 (定数削減後)	18人	18人	18人	14人	16人	16人	12人	16人	14人	10人	152人
任期											
改選日	平成15年 1月23日	平成11年12月 1日	平成12年 2月29日	平成15年 4月30日	平成11年10月 1日	平成14年 3月 4日	平成15年 5月 1日	平成15年 6月 1日	平成15年 4月30日	平成15年 4月30日	
満了日	平成19年 1月22日	平成15年11月30日	平成16年 2月28日	平成19年 4月29日	平成15年 9月30日	平成18年 3月 3日	平成19年 4月30日	平成19年 5月31日	平成19年 4月29日	平成19年 4月29日	
定例会	年4回(3月、6月、9月、12月)										
常任委員会	総務常任委員会 6人 教育民生常任委員会 6人 産業建設常任委員会 6人	総務常任委員会 7人 産業土木常任委員会 7人 文教民生常任委員会 6人	総務常任委員会 7人 文教福祉常任委員会 7人 産業建設常任委員会 6人	総務教育厚生 常任委員会 7人 産業建設常任委員会 7人	総務企画常任委員会 6人 産業建設常任委員会 6人 教育福祉常任委員会 6人	総務常任委員会 6人 文教社会常任委員会 5人 産業土木常任委員会 5人	総務民生常任委員会 6人 産業建設文教 常任委員会 6人	総務企画常任委員会 6人 教育民生常任委員会 5人 産業建設常任委員会 5人	総務産業常任委員会 7人 文教民生常任委員会 7人	総務常任委員会 5人 経済土木常任委員会 5人	
報酬(月額)											
議長	292,000円	292,000円	292,000円	255,000円	282,000円	260,000円	260,000円	280,000円	280,000円	246,000円	
副議長	241,000円	241,000円	241,000円	213,000円	236,000円	217,000円	217,000円	234,000円	234,000円	209,000円	
常任委員長	-	-	-	201,000円	-	205,000円	201,000円	-	227,000円	191,000円	
議会運営委員長	-	-	-	201,000円	-	205,000円	200,000円	-	227,000円	191,000円	
議員	228,000円	228,000円	228,000円	196,000円	224,000円	200,000円	200,000円	222,000円	222,000円	190,000円	
期末手当											
6月	170/100	170/100	170/100	155/100	170/100	170/100	170/100	155/100	170/100	170/100	
12月	180/100	180/100	180/100	170/100	180/100	180/100	180/100	170/100	180/100	180/100	
基礎額への加算割合	10/100	15/100	-	-	15/100	-	15/100	15/100	-	15/100	
その他(特別委員会)	予算特別委員会 決算特別委員会 広報調査特別委員会 町村合併調査特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算特別委員会 決算特別委員会 広報編集特別委員会 合併調査特別委員会 病院建設特別委員会 浄水場建設特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算特別委員会 決算特別委員会 広報編集調査特別委員会 環境・土壌等調査特別委員会 町村合併等調査特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 議会広報編集調査特別委員会 合併特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 町村合併調査特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 議会広報調査特別委員会 市町村合併に関する調査特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 合併問題調査特別委員会 環境問題調査特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 町村合併特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 町村合併調査特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 町村合併調査特別委員会 必要に応じ、議会の議決で設置する。	

協議項目	参 考 事 項																		
<p>1 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設合併することにより、栗原10町村の法人格は消滅するので、原則として当該議会議員は失職することになる。 ・このため、新市の設置の日から50日以内に、地方自治法の規定に基づく定数内で設置選挙を行うか、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく定数特例又は在任特例を適用するかを選択することになる。 ・平成15年1月1日施行の改正自治法上では、廃置分合により市町村が新設される場合、条例案を審議すべき議会自体が未成立であり、新設市町村により議会議員の定数を定めることができないため、改正自治法第91条第7項～第10項において、合併前に旧市町村で協議し、議決の上、告示しなければならないとされている。なお、この場合の告示された定数は条例により定められた定数とみなされる。 																			
<p>2 議会議員の定数及び任期の取扱いの方法</p>																			
<p>区分</p>	<p>原 則 市町村の合併の特例に関する法律を適用しない場合</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律を適用する場合 市町村の合併の特例に関する法律第6条を適用する場合（定数特例）</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律第7条を適用する場合（在任特例）</p>																
<p>1 議員の身分</p>	<p>合併関係町村の廃止と同時に当該町村の議会議員が失職する。</p>	<p>合併関係町村の廃止と同時に当該町村の議会議員が失職する。</p>	<p>合併関係町村の廃止と同時に失職するが、合併関係町村の協議により、合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間、引き続き議会議員として在任できる。</p>																
<p>2 任期</p>	<p>設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）</p>	<p>設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）</p>	<p>合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間 （市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号）</p>																
<p>3 定数</p>	<p>・市町村の議会議員の定数は、条例で定める（地方自治法第91条第1項） ・地方自治法第91条第2項の規定に基づく市町村人口区分ごとの上限数の範囲内で、合併関係町村の協議により、あらかじめ定めた定数。 ・栗原10町村人口 84,947人（平成12年国勢調査人口） 議会議員の定数（地方自治法第91条第2項）</p> <table border="1" data-bbox="371 735 1023 945"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後人口区分（平成15年1月1日施行）</th> <th>上限数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市</td> <td>人口5万人未満</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>人口5万人以上10万人未満</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>人口10万人以上20万人未満</td> <td>34人</td> </tr> <tr> <td>人口20万人以上30万人未満</td> <td>38人</td> </tr> <tr> <td>人口30万人以上50万人未満</td> <td>46人</td> </tr> <tr> <td>人口50万人以上90万人未満</td> <td>56人</td> </tr> </tbody> </table>		改正後人口区分（平成15年1月1日施行）	上限数	市	人口5万人未満	26人	人口5万人以上10万人未満	30人	人口10万人以上20万人未満	34人	人口20万人以上30万人未満	38人	人口30万人以上50万人未満	46人	人口50万人以上90万人未満	56人	<p>・設置選挙に限り合併関係町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 ・栗原10町村人口 84,947人（平成12年国勢調査人口） 合併後の人口が5万人以上10万人未満 = 30人（地方自治法第91条第2項） 2倍を超えない範囲 30人×2 = 60人以内 留意事項 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議会議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する。 （市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項） この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、合併関係町村の協議により、あらかじめ定数を定める必要がある。</p>	<p>合併関係町村の議員数が、地方自治法第91条の定数を超えるときは、当該数をもって合併町村の議会議員の定数とする。 ・栗原9町1村の議員数 152人（合併時の定数） 留意事項 この特例による場合、議会議員に欠員が生じ、又は議会議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は、地方自治法第91条の規定による定数に至るまで減少する。 この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、合併関係町村の協議により、あらかじめ定数を定める必要がある。</p>
	改正後人口区分（平成15年1月1日施行）	上限数																	
市	人口5万人未満	26人																	
	人口5万人以上10万人未満	30人																	
	人口10万人以上20万人未満	34人																	
	人口20万人以上30万人未満	38人																	
	人口30万人以上50万人未満	46人																	
	人口50万人以上90万人未満	56人																	
<p>4 選挙期日</p>	<p>設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）</p>	<p>設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）</p>	<p>選挙は行わない。</p>																
<p>5 補欠選挙の適用</p>	<p>有</p>	<p>有</p>	<p>無</p>																
<p>6 参考法令</p>	<p>地方自治法（抜粋） 〔市町村議会の議員の定数〕 第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。 （1）～（4）略 （5）人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人 （6）人口5万以上10万未満の市 30人 （7）～（11）略 7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の配置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該配置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。 8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。 9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1条の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。 10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。 〔任期〕 第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。 2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動が生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。 （公職選挙法第258条〔議会の議員の任期の起算〕 地方公共団体の議会の任期は一般選挙の日から起算する。《略》）</p>																		
	<p>公職選挙法（抜粋） 〔設置選挙〕 第33条3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項（市町村の設置の告示）の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律（抜粋） 〔議会の議員の定数に関する特例〕 第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。 2～7 《略》 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律（抜粋） 〔議会の議員の在任に関する特例〕 第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定する定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。《略》 （1）新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間 （2）《略》 2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。</p>																



- 議会議員の退職年金等の取扱い -

議会議員の退職年金の受給資格は、地方公務員等共済組合法（共済法）により議員在職12年以上となっており、12年未満の場合は、退職一時金が支給されます。

これに対して、合併特例法では、特例措置として、合併により満了前に退職した者のうち、当該合併がなされなければ在職12年以上となった者については、退職年金の受給資格が与えられます。

合併特例法による特例

（新共済法附則で改正）

在 職 期 間	支給種別	支 給 額
8年以上 / 9年未満	退職年金	平均標準報酬年額 × (30 / 150)
9年以上 / 10年未満	"	平均標準報酬年額 × (33 / 150)
10年以上 / 11年未満	"	平均標準報酬年額 × (37 / 150)
11年以上 / 12年未満	"	平均標準報酬年額 × (41 / 150)

$$\text{平均標準報酬年額} = \frac{\text{退職月までの議員在職期間の標準報酬総額}}{\text{議員在職月数}} \times 12 \text{ヶ月}$$

協議第13号

地方税の取扱い(その1)について

地方税の取扱い(その1)について、次のとおり提案する。

平成15年9月19日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

地方税の取扱い(その1)

個人町村民税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。均等割については、地方税法第310条の規定(人口5万人以上50万人未満の市:2,500円)を適用する。納期については、築館町の例により調整するものとする。

法人町村民税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

固定資産税(固定資産・償却資産)については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。納期については、栗駒町の例により調整するものとする。

軽自動車税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。納期については、築館町の例により調整するものとする。

たばこ税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

鉱産税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

入湯税については、栗駒町の例により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。

特別土地保有税については、築館町の例により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

税目名	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
5.たばこ税	1.税率:標準税率(1000本につき) 旧3級品以外 2,668円 旧3級品 1,266円	1.税率:標準税率(1000本につき) 旧3級品以外 2,668円 旧3級品 1,266円	1.税率:標準税率(1000本につき) 旧3級品以外 2,668円 旧3級品 1,266円	1.税率:標準税率(1000本につき) 旧3級品以外 2,668円 旧3級品 1,266円	1.税率:標準税率(1000本につき) 旧3級品以外 2,668円 旧3級品 1,266円	1.税率:標準税率(1000本につき) 旧3級品以外 2,668円 旧3級品 1,266円	1.税率:標準税率(1000本につき) 旧3級品以外 2,668円 旧3級品 1,266円	1.税率:標準税率(1000本につき) 旧3級品以外 2,668円 旧3級品 1,266円	1.税率:標準税率(1000本につき) 旧3級品以外 2,668円 旧3級品 1,266円	1.税率:標準税率(1000本につき) 旧3級品以外 2,668円 旧3級品 1,266円
6.鉱産税	1.税率:標準税率 鉱物の価格の1% (鉱物の価格が200万円以下の場合は、0.7%)	1.税率:標準税率 鉱物の価格の1% (鉱物の価格が200万円以下の場合は、0.7%)	1.税率:標準税率 鉱物の価格の1% (鉱物の価格が200万円以下の場合は、0.7%)	1.税率:標準税率 鉱物の価格の1% (鉱物の価格が200万円以下の場合は、0.7%)	1.税率:標準税率 鉱物の価格の1% (鉱物の価格が200万円以下の場合は、0.7%)	1.税率:標準税率 鉱物の価格の1% (鉱物の価格が200万円以下の場合は、0.7%)	1.税率:標準税率 鉱物の価格の1% (鉱物の価格が200万円以下の場合は、0.7%)	1.税率:標準税率 鉱物の価格の1% (鉱物の価格が200万円以下の場合は、0.7%)	1.税率:標準税率 鉱物の価格の1% (鉱物の価格が200万円以下の場合は、0.7%)	1.税率:標準税率 鉱物の価格の1% (鉱物の価格が200万円以下の場合は、0.7%)
7.入湯税	1.税率 入湯客1人1日:150円	該当なし	1.税率 宿泊入湯客1人1日:150円 日帰り入湯客1人1日:80円	1.税率 入湯客1人1日:150円	該当なし	該当なし	該当なし	1.税率 宿泊入湯客1人1日:150円 日帰り入湯客1人1日:100円	該当なし	1.税率 宿泊入湯客1人1日:150円 自炊及び休憩入湯客1人1日:80円
8.特別土地保有税	1.税率 保有分:1.4% 取得分:3.0% 2.基準面積:5,000㎡ 5,000㎡以上の土地を所得した者	1.税率 保有分:1.4% 取得分:3.0% 2.基準面積:5,000㎡ 5,000㎡以上の土地を所得した者	1.税率 保有分:1.4% 取得分:3.0% 2.基準面積:5,000㎡ 5,000㎡以上の土地を所得した者	1.税率 保有分:1.4% 取得分:3.0% 2.基準面積:10,000㎡ 10,000㎡以上の土地を所得した者	1.税率 保有分:1.4% 取得分:3.0% 2.基準面積:10,000㎡ 10,000㎡以上の土地を所得した者	1.税率 保有分:1.4% 取得分:3.0% 2.基準面積:10,000㎡ 10,000㎡以上の土地を所得した者	1.税率 保有分:1.4% 取得分:3.0% 2.基準面積:5,000㎡ 5,000㎡以上の土地を所得した者	1.税率 保有分:1.4% 取得分:3.0% 2.基準面積:5,000㎡ 5,000㎡以上の土地を所得した者	1.税率 保有分:1.4% 取得分:3.0% 2.基準面積:5,000㎡ 5,000㎡以上の土地を所得した者	1.税率 保有分:1.4% 取得分:3.0% 2.基準面積:10,000㎡ 10,000㎡以上の土地を所得した者
参考資料	<p>地方税の特例等 合併特例法第10条の規定により、市町村の合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民の負担にとって均衡を欠くこととなると認められる場合に、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税をすることができるとされている。 [合併特例法] 第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により継承した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく均衡を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その均衡を欠く限度として課税しないこと又は不均一の課税をすることができる。</p> <p>その他 地方税法第6条及び7条は、公益等による課税免除及び公益や受益に因る不均一課税を規定しており、合併関係市町村においてそれぞれに行われていた課税免除及び不均一課税につき、その取扱いを協議する必要があります。 [地方税法] (公益等に因る課税免除及び不均一課税) 第6条 地方団体は、公益上その事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税しないことができる。 2 地方団体は、公益上その事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。 (受益に因る課税免除及び不均一課税) 第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税することができる。 (市町村の廃置分合があった場合の課税権の継承) 第8条の2 市町村の廃置分合があった場合においては、当該廃置分合により消滅した市町村(以下本条において「消滅市町村」という。)に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利(以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。)は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村(以下本条において「継承市町村」という。)の区域によって、当該継承市町村が継承する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続き及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て(異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ)その他手続きは、それぞれ継承市町村がした賦課徴収その他の手続き及び継承市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続きとみなす。</p>									

協議第14号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月19日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

条例、規則等の取扱い

関係町村に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定するものとし、関係町村ともに制定はしているが内容に差異のあるもの及び一部の町村のみに制定されているものについては、事務事業の調整内容をもとに支障のないよう次の区分により調整するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させるもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの
- (3) 合併後、逐次制定、施行させるもの

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	条例、規則等の取扱い	関係項目	条例、規則、訓令等の制定及び改廃
調整方針・調整内容	<p>関係町村に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定するものとし、関係町村ともに制定はしているが内容に差異のあるもの及び一部の町村のみに制定されているものについては、事務事業の調整内容をもとに支障のないよう次の区分により調整するものとする。</p> <p>(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの</p> <p>(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの</p> <p>(3) 合併後、逐次制定、施行させるもの</p>		

		参 考 事 項									
項 目		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
例 規 数	条 例	149	157	170	127	152	142	148	141	137	129
	規 則	149	138	160	115	134	128	139	138	118	103
	訓令(規程、要綱等)	64	73	72	68	51	30	44	141	59	125
	その他(告示等)	21	33	77	6	51	88	75	23	31	7
	計	383	401	479	316	388	388	406	443	345	364
		H14.12.27現在	H14.12.26現在	H14.4.12現在	H14.6.14現在	H13.9.30現在	H14.7.15現在	H14.12.24現在	H15.4.25現在	H14.8.9現在	H14.12.26現在

基 本 的 留 意 事 項	<p>新設合併の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係町村は消滅するため、関係町村の条例、規則等は合併前日に失効することになる。また、合併と同時に消滅することとなる一部事務組合の条例、規則等も失効になる。このため、新市において、必要な条例、規則等は、原則として新市において新たに制定し施行する必要がある。 条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会において確認された各種事務事業の調整内容を含めたその他の協定項目の調整方針等に基づき、以下の区分により整理し、新市の発足の日に事務処理に不都合のないようにしておく必要がある。 <p>【施行の方法による区分】</p> <p>(1) 合併期日からすぐに施行しなければならないもの(即時施行)</p> <p>条例・・・新市の市長職務執行者の専決処分(地方自治法第179条第1項)により、即時制定し施行する。</p> <p>規則等・・・制定権者(市長職務執行者)の職権(地方自治法第15条第1項)により、制定し施行する。</p> <p>1) 法律の規定により必ず設置するもの若しくは制定が必要なもの又はこれらに準ずるもので、市制施行上空白期間の許されないもの</p> <p>2) 新市の組織及びその運営又は職員等の勤務条件(給与、勤務時間等)に関するもの</p> <p>3) 住民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すため、空白期間の許されないもの</p> <p>4) 公の施設等の設置・管理に関するもの</p> <p>5) 関係町村が同様の制度をもつ事務事業に関するもので統合する必要のあるもの</p> <p>6) 合併協議会において協議済のもの</p> <p>(2) 合併後、逐次制定し施行させるもの</p> <p>1) 合併時に即時制定、施行しなくても市民生活に支障のない条例、規則等や、市長職務執行者の制定になじまない条例、規則等</p> <p>2) 議案提出権が町にない条例、制定権の規則(委員会規則等)</p> <p>(3) 合併と同時に廃止するもの</p> <p>(4) 例外として・・・新市において、条例、規則等が制定施行されるまでの間、新市の市長職務執行者は、従来地域で施行されていた条例、規則等を新市の条例、規則として引き続き施行することができる。(地方自治法施行令第3条)この場合、暫定施行する条例等を告示し施行する。</p> <p>1) 条例名は類似しているが、関係町村の制度に差異があり新市設置日において統合が困難なため、統合案を決定し議会に提案予定のもの</p> <p>2) いずれか一方の町村のみの条例、規則等であり、新市において全市域に適用させるかの政策的判断を要するもの</p> <p>3) 新たに適用されるものはないが、すでに適用されていたものを整理する間施行するもの</p>	<p>参考法令</p> <p>【地方自治法】</p> <p>(地方公共団体の法人格及び事務)</p> <p>第2条</p> <p>2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。(条例)</p> <p>第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。</p> <p>2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。</p> <p>(規則)</p> <p>第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。(専決処分)</p> <p>第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条の但書の場合においてなお会議を開くことができないうとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を解決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。</p> <p>2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。</p> <p>3 前2項の規定による処置について、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】</p> <p>(長の職務を暫定的に行う者)</p> <p>第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域に属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者(地方自治法152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらのであった者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。(条例・規則の暫定的施行)</p> <p>第3条 普通地方公共団体の設置があった場合において、第1条の2の既定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。</p>
---------------------------------	---	---

備 考	
--------	--

条例、規則等の区分

新設合併の場合、関係町村の条例、規則等は全て失効することになり、新設される自治体として必要な条例、規則等の例規は、全て合併後に改めて制定し、施行させることが原則である。しかし、この原則を貫いたのでは新市の事務事業への円滑な移行に支障をきたすのみならず、住民にとっても大きな不利益を招く場合がある。

このような弊害を回避するため、例規の空白期間を置かずに施行させるための措置が必要となる。それには以下の方法が考えられる。

即時施行が想定されるもの

合併と同時に長（市長職務執行者）の専決処分によって即時制定し、施行させる方法をいい、主として、合併を挟んでもなお一時の空白も許されないような継続性、緊急性の高い事務事業（例えば、住民の利益権利に密接に関連するものなど）に関する例規について、このような方法をとる必要がある。

（例）

- ・ 市役所の位置を定める条例
- ・ 市税条例
- ・ 市手数料条例

暫定施行が想定されるもの（事務事業調整ができない場合）

地方自治法施行令第3条の規定により、新市の条例、規則等が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則等を新市の条例又は規則等として引き続き施行する方法をいい、自治体の基本的法形式である条例、例規の空白期間を埋めるための経過措置的役割をもっている。

主として、継続性の高い事務事業に係る例規で、合併期日までに調整がなし得ないようなものについてこの方法をとる必要があると思われる。例えば、例規の性質上本来は空白期間を置くべきでないが、新市発足後の政策的判断を待たなくてはならないといった理由により専決処分をすることができない場合などが考えられる。このような場合について、当面の間は新市例規として引き継ぎ、調整の猶予期間を確保するとともに住民の権利利益を保護しようとするものである。

（例）

- ・ 町・村福祉基金条例
- ・ 町出生祝金支給条例
- ・ 町中小企業振興資金融資規則
- ・ 特定の町村のみで実施されている事業で、事務事業調整が整わず、その地域に限って事業を実施する必要がある場合には条例を暫定施行させる必要がある。

逐次施行が想定されるもの

空白期間を置かないための条例、規則等の施行方法は即時施行と暫定施行と考えられるが、これらいずれの場合にも該当しないものについては、原則に戻って空白期間を置かざるを得ないと考えられることから、合併後に必要に応じて例規整備を行うことになる。例えば、新市において十分な検討を経て制定すべきものであって、なおかつ、専決処分又は暫定施行に該当させるほど継続性、緊急性が認められないもの、市長職務執行者が専決処分を行うことになじまないものなどが該当する。

(例)

- ・ 市表彰条例
- ・ 市議会委員会条例
- ・ 市総合計画策定審議会条例

協議第14号 条例、規則等の取扱いについて 「参考資料2」



協議第14号 条例、規則等の取扱いについて 「参考資料3」

〔先進地事例〕

新市町村名	合併期日	調 整 方 針
篠山市（篠山町・西紀町・丹南町・今田町）	H11.4.1	<p>1．4町及び多岐郡広域行政事務組合が制定されている条例、規則等について、同一または一団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。</p> <p>2．類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2．合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p>
さぬき市（津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町）	H14.4.1	<p>1．5町同一の条例、規則等は原則として現行のとおりとする。</p> <p>2．類似、相違しているもの及び、1町または数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>3．合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p>
東かがわ市（引田町・白鳥町・大内町）	H15.4.1	<p>3町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定するもとし、3町ともに制定しているが内容に差異のあるもの及び2町又は1町にのみ制定されているものについては事務事業の調整内容をもとに支障のないように整理するものとする。</p>
加美町（中新田町・小野田町・宮崎町）	H15.4.1	<p>条例、規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう整備するものとする。</p>
丹生郡町村合併協議会（朝日村・宮崎村・越前町・織田町）	H17.2.1 (予定)	<p>条例、規則等制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整方針に基づき、次の区分により新町における事務事業に支障がないよう整備するものとする。</p> <p>1．合併と同時に町長職務執行者の専決処分により即時制定するもの</p> <p>2．合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの</p> <p>3．合併後、逐次制定し施行するもの</p>
登米地域合併協議会（迫町・登米町・東和町・中田町・豊里町・米山町・石越町・南方町・津山町）	H17.3.22 (予定)	<p>新市において新たな条例規則等を制定し、施行させるものとする。新市の条例、規則等の制定にあたっては、登米地域合併協議会で協議・承認された内容に基づき、新市の事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整備するものとする。</p> <p>1．即時施行</p> <p>2．暫定施行</p> <p>3．逐次施行</p>

協議第14号 条例、規則等の取扱いについて 「参考資料4」

例：西東京市の場合

別表第1 専決処分する条例

例規番号	専決処分する条例の名称	新市所管課	公布施行	条例内容	理由
条例第1号	西東京市役所の位置を定める条例	企画課	1/21	地方自治法の規定に基づき西東京市の事務所の位置を西東京市南町5丁目6番13号に定める。	1
条例第2号	西東京市平和推進に関する条例	生活文化課	1/21	平和の日を4月12日に定めるほか、平和事業を促進し市民の豊かで平和な生活の維持向上について定める。	5、6
条例第3号	西東京市の休日を定める条例	文書課	1/21	地方自治法の規定により市役所の休日を土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までと定める。	1
条例第4号	西東京市公告式条例	文書課	1/21	地方自治法の規定により条例の公布等を行う公告式を西東京市南町5丁目6番13号市役所掲示場に定める。	1、3
条例第5号	西東京市議会定例会の回数に関する条例	文書課	1/21	地方自治法の規定により西東京市議会定例会の回数を年4回に定める。	1、3
条例第6号	西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	選挙管理委員会	1/21	公職選挙法の規定に基づき市議会議員及び市長選挙における選挙運動の公費負担について定める。	1、2
条例第7号	西東京市議会議員及び西東京市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例	選挙管理委員会	1/21	公職選挙法の規定に基づき市議会議員及び市長選挙におけるポスター掲示場の設置について定める。	1、2
条例第8号	西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例	選挙管理委員会	1/21	公職選挙法の規定に基づき市議会議員及び市長選挙における選挙公報について定める。	1、2
条例第9号	西東京市監査委員条例	監査委員事務局	1/21	地方自治法の規定に基づき西東京市監査委員を置く。	1、2
条例第10号	西東京市組織条例	企画課	1/21	地方自治法の規定に基づき市長の権限に属する事務を分掌させるため部を設ける。	1、2
条例第11号	西東京市出張所設置条例	市民課	1/21	谷戸、中原、柳橋の3箇所に地方自治法の規定に基づき西東京市の出張所を置く。	1、2、4
条例第12号	西東京市情報公開条例	文書課	1/21	開かれた市政の推進のため市が保有する情報の公開について定める。	3、5、6
条例第13号	西東京市個人情報保護条例	文書課	1/21	市民の人権擁護のため市が保有する個人情報の公開について定める。	3、5、6
条例第14号	西東京市行政手続条例	文書課	1/21	行政運営の公正、透明性の確保のため処分、行政指導及び届出に関する共通する事項を定める。	3、5
条例第15号	西東京市印鑑条例	市民課	1/21	印鑑の登録及び証明について定める。	3
条例第16号	公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例	文書課	1/21	地方公務員法の規定に基づき公平委員会委員の服務宣誓について定める。	1、2
条例第17号	西東京市職員定数条例	企画課	1/21	地方自治法の規定に基づき一般職の職員の定数を定める。	1、2
条例第18号	西東京市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	職員課	1/21	地方公務員法の規定に基づき職員に意に反する降任、免職及び休職の手続並びに効果並びに失職の例外について定める。	1、2
条例第19号	西東京市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	職員課	1/21	地方公務員法の規定に基づき懲戒処分（戒告・減給・停職・免職）の手続及び効果について定める。	1、2
条例第20号	西東京市職員の定年等に関する条例	職員課	1/21	地方公務員法の規定に基づき職員の定年（年齢60歳）等について定める。例規番号	1、2

例規番号	専決処分する条例の名称	新 市 所管課	公布 施行	条 例 内 容	理 由
条例第21号	西東京市職員の服務の宣誓に関する条例	職員課	1 / 21	地方公務員法の規定に基づき職員の服務宣誓について定める。	1、2
条例第22号	西東京市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	職員課	1 / 21	地方公務員法の規定に基づき職員の職務に専念する義務の特例として研修受講、厚生計画実施に参加の場合等の職務専念義務の免除について定める。	1、2
条例第23号	西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	職員課	1 / 21	地方公務員法の規定に基づき職員の勤務時間、休日、休暇等について定める。	1、2
条例第24号	西東京市職員の育児休業等に関する条例	職員課	1 / 21	地方公務員法の育児休業等に関する法律の規定に基づき職員の育児休業について定める。	1、2
条例第25号	西東京市職員団体の登録に関する条例	職員課	1 / 21	地方公務員法の規定に基づき公平委員会への職員団体の登録申請、規約等の変更、解散の届出等について定める。	1、2
条例第26号	西東京市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	職員課	1 / 21	地方公務員法の規定に基づき職員団体のための職員の行為制限の特例として給与を受けながら職員団体の適法な交渉等ができる場合について定める。	1、2
条例第27号	西東京市職員互助会に関する条例	職員課	1 / 21	地方公務員法に基づき職員の保健、元氣回復及び互助共済事業の実施について定める。	1、2
条例第28号	西東京市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例	職員課	1 / 21	地方自治法の規定に基づき議員の報酬及び費用弁償等について定める。報酬額は両市の高い方の額とする。	2、5
条例第29号	西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例	職員課	1 / 21	地方自治法規定に基づき非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償について定める。	1、2
条例第30号	西東京市証人等の費用弁償に関する条例	職員課	1 / 21	地方自治法、公職選挙法、農業委員会等に関する法律の規定に基づき証人等の費用弁償について定める。	1、2
条例第31号	西東京市長等の給与等に関する条例	職員課	1 / 21	地方自治法の規定に基づき市長、助役、収入役及び常勤の監査委員の給与、旅費等について定める。給料額は両市の高い方に合わせる。	1、2
条例第32号	西東京市長職務執行者の給与等に関する条例	職員課	1 / 21	地方自治法の規定に基づき西東京市長職務執行者の給与及び旅費について定める。給料額は西東京市長と同額とする。	1、2
条例第33号	西東京市教育委員会教育長の給与等に関する条例	職員課	1 / 21	教育公務員特例法の規定に基づき教育委員会教育長の給与、旅費その他の勤務条件について定める。給料額は両市の高い方に合わせる。	1、2
条例第34号	西東京市一般職の職員の給与に関する条例	職員課	1 / 21	地方公務員法の規定に基づき職員の給与について定める。	1、2
条例第35号	西東京市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例	職員課	1 / 21	地方自治法の規定に基づき国の制度に準じて著しく危険、不快、不健康な業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当について定める。	1、2
条例第36号	西東京市職員の旅費に関する条例	職員課	1 / 21	地方自治法の規定に基づき職員の旅費について定める。	1、2
条例第37号	西東京市職員退職手当支給条例	職員課	1 / 21	地方自治法の規定に基づき職員の退職手当支給について定める。	1、2
条例第38号	西東京市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	職員課	1 / 21	地方公務員災害補償法の規定に基づき議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等について定める。	1、2

例規番号	専決処分する条例の名称	新市所管課	公布施行	条例内容	理由
条例第39号	西東京市下水道事業特別会計条例	下水道課	1 / 21	地方自治法の規定により下水道事業特別会計を置く。	1、2
条例第40号	西東京市受託水道事業特別会計条例	業務課	1 / 21	地方自治法の規定により受託水道事業特別会計を置く。	1、2
条例第41号	西東京市中小企業従業員退職金等福祉共済事業特別会計条例	産業振興課	1 / 21	地方自治法の規定により中小企業従業員退職金等福祉共済事業特別会計を置く。	1、2
条例第42号	西東京市駐車場事業特別会計条例	交通計画課	1 / 21	地方自治法の規定により駐車場事業特別会計を置く。	1、2
条例第43号	西東京市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	管財課	1 / 21	地方自治法の規定により議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について予定価格の額並びに1件当たりの面積等の条件について定める。	1、2
条例第44号	西東京市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	管財課	1 / 21	地方自治法の規定により財産の交換、譲与、無償貸付等を行うときの条件について定める。	1、2
条例第45号	西東京市財産調整基金条例	財政課	1 / 21	地方自治法の規定により財産調整基金を置く。	1、2
条例第46号	西東京市用品調達基金条例	会計課	1 / 21	地方自治法の規定により用品調達基金を置く。	1、2
条例第47号	西東京市罹災救助基金条例	防災課	1 / 21	地方自治法の規定により罹災救助基金を置く。	1、2
条例第48号	西東京市職員退職手当基金条例	職員課	1 / 21	地方自治法の規定により職員の退職手当に充当するための職員退職手当基金を置く。	1、2
条例第49号	西東京市奨学金基金条例	職員課	1 / 21	地方自治法の規定により奨学金基金を置く。	1、2
条例第50号	西東京市立学校施設整備基金条例	教育庶務課	1 / 21	地方自治法の規定により学校施設整備基金を置く。	1、2
条例第51号	西東京市社会教育施設整備基金条例	社会教育課	1 / 21	地方自治法の規定により社会教育施設整備基金を置く。	1、2
条例第52号	西東京市スポーツ振興基金条例	社会教育課	1 / 21	地方自治法の規定によりスポーツ振興基金を置く。	1、2
条例第53号	西東京市福祉施設等整備基金条例	保健福祉総合調整課	1 / 21	地方自治法の規定により福祉施設等整備基金を置く。	1、2
条例第54号	西東京市少子化対策事業基金条例	子育て支援課	1 / 21	地方自治法の規定により少子化対策事業基金を置く。	1、2
条例第55号	西東京市駐車場基金条例	交通計画課	1 / 21	地方自治法の規定により駐車場事業基金を置く。	1、2
条例第56号	西東京市国民健康保険事業運営基金条例	保険年金課	1 / 21	保険給付その他の財源確保のため、地方自治法の規定により国民健康保険事業運営基金を置く。	1、2
条例第57号	西東京市国民健康保険高額療養費等貸付基金条例	保険年金課	1 / 21	高額療養費の支給を受けるまでの期間の医療費支払資金を貸し付けるため、地方自治法の規定により国民健康保険高額療養費等貸付基金を置く。	1、2
条例第58号	西東京市国民年金印紙購入基金条例	保険年金課	1 / 21	国民年金印紙の購入及び売りさばきの事務を円滑かつ効率的に運用するため、地方自治法の規定により国民年金印紙購入基金を置く。	1、2
条例第59号	西東京市介護保険円滑導入基金条例	介護保険課	1 / 21	地方自治法の規定により介護保険円滑導入基金を置く。	1、2
条例第60号	西東京市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例	介護保険課	1 / 21	介護保険法に規定する高額介護、特例居宅介護サービス費の支給を受けるまでの期間の必要な資金貸付のための基金を置く。	1、2
条例第61号	西東京市介護給付費準備基金条例	介護保険課	1 / 21	地方自治法の規定により介護給付準備基金を置く。	1、2

例規番号	専決処分する条例の名称	新市所管課	公布施行	条例内容	理由
条例第62号	西東京市不況対策基金条例	産業振興課	1 / 21	地方自治法の規定により不況対策基金を置く。	1、2
条例第63号	西東京市中小企業従業員退職金等福祉共済基金条例	産業振興課	1 / 21	地方自治法の規定により中小企業従業員退職金等福祉共済基金を置く。	1、2
条例第64号	西東京市緑化基金条例	公園緑政課	1 / 21	地方自治法の規定により緑化基金を置く。	1、2
条例第65号	西東京市土地開発基金条例	財政課	1 / 21	地方自治法の規定により土地開発基金を置く。	1、2
条例第66号	西東京市都市計画事業基金条例	都市計画課	1 / 21	地方自治法規定により都市計画事業を円滑かつ、効率的に行うための基金を置く。	1、2
条例第67号	西東京市公共施設整備基金条例	財政課	1 / 21	地方自治法の規定により公共施設整備基金を置く。	1、2
条例第68号	西東京市保谷駅南口市街地開発事業基金条例	再開発課	1 / 21	地方自治法の規定により保谷駅南口市街地開発事業に要する資金を確保するための基金を置く。	1、2
条例第69号	西東京市市税条例	市民税課	1 / 21	地方税法の規定に基づき西東京市の市税を定める。法人税割の税率区分を1億円以下を12.3%、1億円超10億円以下を13.5%、10億円超を14.7%に定める。	1、2
条例第70号	西東京市都市計画税条例	資産税課	1 / 21	地方税法の規定に基づき西東京市の都市計画税を定める。都市計画税の税率を100分の0.24とする。	1、2
条例第71号	西東京市特別土地保有税審議会条例	資産税課	1 / 21	地方税法の規定に基づき特別土地保有税に係る市の徴収金の納税義務免除認定のため審議会を設ける。	1、2
条例第72号	西東京市固定資産評価審査委員会条例	文書課	1 / 21	地方税法の規定に基づき固定資産評価審査委員会を置く。	1、2
条例第73号	西東京市手数料条例	企画課	1 / 21	地方自治法の規定に基づき特定の者のためにする事務の手数料について定める。	1、2
条例第74号	西東京市行政財産使用料条例	管財課	1 / 21	地方自治法の規定に基づき市の行政財産の使用料について定める。	1、2
条例第75号	西東京市立学校設置条例	教育庶務課	1 / 21	学校教育法の規定に基づき市立学校の設置について定める。	1、2
条例第76号	西東京市教職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	教育指導課	1 / 21	地方公務員法の規定に基づき教職員の職務に専念する義務の特例について定める。	1、2
条例第77号	西東京市奨学資金支給条例	子育て支援課	1 / 21	修学困難な者に対する修学上必要な資金の支給について定める。	1、2
条例第78号	西東京市立学校施設使用条例	教育庶務課	1 / 21	社会教育法の規定に基づき社会教育その他公共のための市立学校の使用について定める。	1、2
条例第79号	西東京市文化財保護条例	社会教育課	1 / 21	文化財保護法の規定に基づき市にとって重要な文化財の保存及び活用について定める。	1、2
条例第80号	西東京市公民館設置及び管理等に関する条例	公民館	1 / 21	社会教育法の規定により公民館の設置及び管理について定める。地区館2、分館4として運営する。	1、2
条例第81号	西東京市図書館設置条例	図書館	1 / 21	図書館法の規定に基づき図書館の設置及び管理について定める。中央館1、地域館5、分室1として運営する。	1、2

例規番号	専決処分する条例の名称	新市 所管課	公布 施行	条 例 内 容	理 由
条例第82号	西東京市スポーツセンター条例	社会教育課	1 / 21	スポーツセンターの設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第83号	西東京市総合体育館条例	社会教育課	1 / 21	総合体育館の設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第84号	西東京市体育館条例	社会教育課	1 / 21	体育館の設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第85号	西東京市運動場設置条例	社会教育課	1 / 21	運動場の設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第86号	西東京市健康広場条例	社会教育課	1 / 21	健康広場の設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第87号	西東京市テニスコート条例	社会教育課	1 / 21	テニスコートの設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第88号	西東京市ひばりが丘運動場条例	社会教育課	1 / 21	ひばりが丘運動場の設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第89号	西東京市武道場条例	社会教育課	1 / 21	武道場の設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第90号	西東京市菅平少年自然の家条例	菅平少年 自然の家	1 / 21	菅平少年自然の家の設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第91号	西東京市福祉事務所設置条例	保健福祉 総合調整課	1 / 21	社会福祉法の規定に基づき西東京市を所管区域とする西東京市福祉事務所を西東京市中町1丁目5番1号に置く。	1、2
条例第92号	西東京市福祉法人に対する助成の手続に関する条例	保健福祉 総合調整課	1 / 21	社会福祉法の規定により社会福祉法人に対する助成の手続を定める。	1、2
条例第93号	西東京市災害弔慰金の支給等に関する条例	防災課	1 / 21	災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に準じ災害弔慰金の支給等について定める。	3、5
条例第94号	西東京市災害見舞金条例	防災課	1 / 21	災害見舞金の支給等について定める。	3、5
条例第95号	西東京市保谷保健福祉総合センター条例	健康推進課	1 / 21	保谷保健福祉総合センターの設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第96号	西東京市田無総合福祉センター条例	健康推進課	1 / 21	田無総合福祉センターの設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第97号	西東京市母子保健センター条例	健康推進課	1 / 21	主に母子を対象とした健康管理の増進を図るため、母子保健センターの設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第98号	西東京市福祉会館条例	高齢福祉課	1 / 21	福祉会館の設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第99号	西東京市生活つなぎ資金貸付条例	生活福祉課	1 / 21	市民の生活の安定と向上を図るために、一時的に必要を生じた生活のための資金として貸付ける、生活つなぎ資金について定める。	3、5、6
条例第100号	西東京市保谷障害者福祉センター条例	障害福祉課	1 / 21	保谷障害者福祉センターの設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第101号	西東京市こどもの発達センターひいらぎ条例	健康推進課	1 / 21	心身に発達の遅れを持つ子供の相談、日常訓練等を行う障害児訓練施設こどもの発達センターひいらぎの設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第102号	西東京市中心身障害児通所訓練施設ひよっこ条例	保育課	1 / 21	心身障害児通所訓練施設ひよっこの設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第103号	西東京市老人福祉手当条例	高齢福祉課	1 / 21	常時臥床状態で介護を必要とし、平成12年3月31日までに受給資格確認を受けている者に高齢者の福祉増進のための手当を支給すること等について定める。	3、5

例規番号	専決処分する条例の名称	新市 所管課	公布 施行	条 例 内 容	理 由
条例第104号	西東京市高齢者在宅サービスセンター条例	高齢福祉課	1 / 21	高齢者在宅サービスセンターの設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第105号	西東京市高齢者センターきらら条例	高齢福祉課	1 / 21	高齢者センターきららの設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第106号	西東京市老人憩いの家条例	高齢福祉課	1 / 21	老人憩いの家の設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第107号	西東京市高齢者アパート条例	都市計画課	1 / 21	住宅に困窮している高齢者の生活の安定を図るため、民間集合住宅を借り上げ、高齢者アパートを設置し、及びその管理について定める。	1、2、4
条例第108号	西東京市乳幼児の医療費の助成に関する条例	子育て支援課	1 / 21	養育者に対する乳幼児に係る医療費の助成について定める。	3、5
条例第109号	西東京市児童育成手当条例	子育て支援課	1 / 21	養育者に対する児童育成手当について定める。	3、5
条例第110号	西東京市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例	子育て支援課	1 / 21	ひとり親家庭等に対する医療費の助成について定める。	3、5
条例第111号	西東京市保育の実施に関する条例	保育課	1 / 21	児童福祉法に基づき西東京市における保育の実施について定める。	1、3、5
条例第112号	西東京市立保育所設置条例	保育課	1 / 21	児童福祉法に基づき保育所の設置について定める。	1、2、4
条例第113号	西東京市児童保育費用徴収条例	保育課	1 / 21	児童福祉法に基づき保育の実施の費用について定める。	1、3、5
条例第114号	西東京市立児童館条例	児童課	1 / 21	児童福祉法に基づき児童館（学童クラブ）の設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第115号	西東京市国民健康保健条例	保険年金課	1 / 21	国民健康保健法に基づき国民健康保険について定める。平成13年3月31日まで、賦課方式を保険料、保険税とし、保険料・税率の経過的な措置を設ける。	1、3、5
条例第116号	西東京市介護保険条例	介護保険課	1 / 21	介護保険法に基づき西東京市の介護保険について定める。	1、3、5
条例第117号	西東京市民会館条例	生活文化課	1 / 21	市民会館の設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第118号	西東京市コール田無条例	生活文化課	1 / 21	広域的交流施設コール田無の設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第119号	西東京市保谷こもれびホール条例	生活文化課	1 / 21	芸術文化施設保谷こもれびホールの設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第120号	財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団に対する助成等に関する条例	生活文化課	1 / 21	財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団に対する助成等について定める。	1、2
条例第121号	西東京市アスタ市民ホール条例	生活文化課	1 / 21	多目的施設アスタ市民ホールの設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第122号	西東京市地区会館条例	生活文化課	1 / 21	10箇所の地区会館の設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第123号	西東京市コミュニティセンター条例	生活文化課	1 / 21	西東京市北町のコミュニティセンターの設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第124号	西東京市民集会所設置条例	生活文化課	1 / 21	12箇所の市民集会所の設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第125号	西東京市予防接種健康被害調査委員会条例	健康推進課	1 / 21	予防接種法及び結核予防法による予防接種による健康被害の適正処理のための委員会を置く。	1、2、3

例規番号	専決処分する条例の名称	新市所管課	公布施行	条例内容	理由
条例第126号	西東京市休日診療所設置条例	健康推進課	1 / 21	休日における応急医療を行うための休日診療所の設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第127号	西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	ごみ減量推進課	1 / 21	廃棄物の発生の抑制と再利用を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、リサイクル型都市形成に向けて定める。	3、5
条例第128号	西東京しみどりの保護と育成に関する条例	公園緑政課	1 / 21	緑の保護と育成を推進し、健康で安全な市民生活を確保することについて定める。	3、5
条例第129号	西東京市消費者センター条例	生活文化課	1 / 21	消費者センターの設置及び管理について定める。	1、2、4
条例第130号	西東京市道路占用料等徴収条例	道路管理課	1 / 21	道路法により市が徴収する道路の占用料等について定める。新市で統一した額及び徴収方法とする。	1、3、5
条例第131号	西東京市私道補修及び私設下水道に関する条例	道路管理課	1 / 21	両市の制度を統合し私道補修及び私設下水道工事に対する補助等について定める。旧市において受理済のものについては経過措置を講ずる。	1、5
条例第132号	西東京市営住宅条例	都市計画課	1 / 21	公営住宅法に基づく市営住宅及び共同施設の設置並びに管理について定める。	1、4
条例第133号	西東京市立公園条例	公園緑地課	1 / 21	都市公園法等に基づき市立公園の設置及び管理について定める。	1、4
条例第134号	西東京市駐車場条例	交通計画課	1 / 21	アスタ市営駐車場の設置及び管理について定める。	3、4
条例第135号	西東京市住居表示に関する条例	都市計画課	1 / 21	住所表示に関する法律に基づき統一した住居表示を行うため必要な事項について定める。	1
条例第136号	西東京市違法駐車場等の防止に関する条例	交通計画課	1 / 21	違法駐車等の防止による安全で快適な道路の確保について定める。	3
条例第137号	西東京市自転車等の放置防止に関する条例	交通計画課	1 / 21	自転車等の安全利用の促進及び駐車対策等について定める。	3、5
条例第138号	西東京市下水道条例	下水道課	1 / 21	下水道法の規定によるほか公共下水道の管理及び使用等について定める。下水道使用料については平成13年度中、両市不均一料金とする。	1、3、5
条例第139号	西東京市防災会議条例	防災課	1 / 21	災害対策基本法の規定に基づき防災会議の所掌事務及び組織について定める。	1、2
条例第140号	西東京市防災センター条例	防災課	1 / 21	防災センターの設置及び管理について定める。	2、3、4
条例第141号	西東京市災害対策本部条例	防災課	1 / 21	災害対策基本法の規定に基づき災害対策本部について定める。	1、2
条例第142号	西東京市消防団条例	防災課	1 / 21	消防組織法の規定に基づき消防団の設置及び組織等について定める。	1、2

上記の条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により制定施行させる理由は、次のとおりとする。

- 1 法定により必ず設置するもの若しくは制定が必要なもの又はこれに準ずるもので、市政執行上空白期間の許されないもの
- 2 新市の組織及びその運営又は職員等の勤務条件（給与、勤務時間等）に関するもの
- 3 市民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すため、空白期間の許されないもの
- 4 公の施設等の設置
- 5 両市が同様の制度を持つ事務事業に関するもので統合する必要があるもの
- 6 合併協議会において協議済のもの

上記、西東京市役所の位置を定める条例ほか141件の条例は新市設置日に一括して市長職務執行者により専決処分し、公布施行するものである。

別表第2 暫定施行する条例

	暫定施行させる必要のある 条例の名称	新市 所管課	施行	条例内容	理由
条例	田無市地域福祉基金条例	保健福祉 総合調整課	1 / 21	総合的な地域福祉の推進を図るため、地方自治法の規定により地域福祉基金を置く。	1
条例	保谷市地域福祉振興基金条例	保健福祉 総合調整課	1 / 21	地方自治法の規定により地域福祉振興基金を置く。	1
条例	保谷市基金管理条例	財政課	1 / 21	地方自治法の規定により基金の管理について共通事項を定める。	1
条例	田無市私立高等学校入学資金貸付条例	子育て支援課	1 / 21	私立高等学校の入学資金の貸付あっせんについて定める。	1
条例	保谷市入学資金融資条例	子育て支援課	1 / 21	大学、高等学校その他の学校の入学資金の融資のあっせんについて定める。	1
条例	田無市心身障害者福祉手当条例	障害福祉課	1 / 21	心身に障害を有する者又はその保護者に対し、福祉の増進のための手当の支給等について定める。	1
条例	保谷市心身障害者福祉手当条例	障害福祉課	1 / 21	心身障害者の福祉の増進のための手当の支給等について定める。	1
条例	田無市難病者福祉手当条例	障害福祉課	1 / 21	治療することが困難な疾病にかかっており、東京都難病者医療助成制度の適用を受けている者の福祉の増進のため手当の支給について定める。	1
条例	保谷市難病者福祉手当条例	障害福祉課	1 / 21	難病者の福祉の増進のため手当の支給について定める。	1
条例	田無市高齢福祉年金加算交付金支給条例	保険年金課	1 / 21	高齢福祉年金の受給権者に対し加算交付金を支給することについて定める。	2
条例	保谷市老人介護手当の支給に関する条例	高齢福祉課	1 / 21	高齢者福祉の増進のため、老人福祉手当受給資格の認定を受けた者を常時介護する者に対し、介護手当を支給することについて定める。	2、3
条例	田無市老人住宅資金貸付条例	高齢福祉課	1 / 21	高齢者に対する住宅の新築等に必要な資金の融資あっせんについて定める。	2
条例	田無市あき地の環境保全に関する条例	環境保全課	1 / 21	あき地の適正な管理及び環境保全について定める。	2
条例	田無市中小企業事業資金融資あっせん条例	産業振興課	1 / 21	中小企業者に対する事業経営に必要な資金の融資あっせんについて定める。	1
条例	保谷市商工業資金融資条例	産業振興課	1 / 21	商工業者の事業を育成振興するため資金の融資について定める。	1
条例	田無市中小企業不況対策特別緊急事業資金融資あっせん条例	産業振興課	1 / 21	景気後退の影響下での資金の調達のため資金の融資あっせん等について定める。	2
条例	保谷市商工業緊急貸付基金条例を廃止する条例	産業振興課	1 / 21	商工業緊急貸付基金の廃止に伴い、その償還方法等について定める必要がある。	3
条例	田無市中小企業従業員退職金等福祉共済条例	産業振興課	1 / 21	中小企業者の労働力の確保のため従業員の退職金等の福利厚生について定める。	2
条例	保谷市勤労者等住宅資金融資条例	産業振興課	1 / 21	勤労者・小規模企業者に対する住宅取得等に必要な資金の融資のあっせんについて定める。	2
条例	田無市駅北口地区再開発事業に伴う建物取得等資金の融資あっせん条例	産業振興課	1 / 21	田無駅北口再開発事業に伴う地区内権利者の建物取得等の融資のあっせんについて定める。	3
条例	田無市民間立体駐車場建設資金融資あっせん条例	交通計画課	1 / 21	民間立体駐車場建設のため資金の融資あっせんについて定める。	2
条例	田無都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	下水道課	1 / 21	田無都市計画下水道事業に要する費用について法令の規定に基づき定める。	3
条例	保谷都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	下水道課	1 / 21	保谷都市計画下水道事業に要する費用について法令の規定に基づき定める。	3

上記の条例は、新市において事務事業の統廃合又は全市域での施行の方針が決定次第、議会に提案し、新たな条例を施行されるまで、地方自治法施行令第3条の規定に基づき、当該地域に引き続き施行させるものである。

- 1 条例名は類似しているが、両市の制度に差異があり、新市設置日において統合が困難なため、統合案を決定し議会に提案する予定のもの
- 2 いずれか一方の市のみの条例であり、新市において統廃合等の政策的判断を要するもの
- 3 新たに適用されるものはないが、すでに適用されていたものを整理する間施行するもの

別表第3 失効する条例

条 例 名	条 例 名
田無市表彰条例	保谷市職員の平成12年12月期期末手当の支給に関する条例
保谷市功労者表彰条例	財政事情の作成及び公表に関する条例
田無市名誉市民条例	保谷市財政状況の公表に関する条例
保谷市名誉市民条例	田無市土地取得特別会計条例
政治倫理の確立のための田無市長の資産等の公開に関する条例	公共用地取得事業特別会計条例
政治倫理の確立のための保谷市長の資産等の公開に関する条例	田無市財産価格審議会条例
21世紀をめざす自治体経営推進委員会条例	田無市基金管理条例
保谷市行財政改革推進委員会設置条例	田無市納税貯蓄組合補助金交付条例
保谷市総合計画策定審議会条例	保谷市使用料及び手数料審議会条例
保谷市史編さん委員会条例	田無市立中学校給食検討委員会条例
田無市条例の形式を左横書きに改正する条例	保谷市学校給食運営審議会条例
昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例	保谷市生涯学習推進計画策定審議会条例
保谷市職員の休日の特例に関する条例	田無市保健福祉審議会条例
田無市特別職報酬等審議会条例	保谷市社会福祉審議会条例
保谷市特別職報酬等審議会条例	田無市社会教育委員の設置に関する条例
保谷市長等有給特別職の職員の給与支給の特例に関する条例	保谷市社会教育委員設置条例
保谷市教育委員会教育長の給与支給の特例に関する条例	田無市文化財保護審議会条例
保谷市教育委員会職員給与条例	田無市スポーツ振興審議会条例
学校その他の教育機関の職員（負担法に定める学校職員を除く。）の給与条例	保谷市スポーツ振興審議会条例
保谷市職員の平成12年6月期期末手当の支給に関する条例	田無市青少年問題協議会条例
保谷市高齢者世帯等住み替え家賃の助成に関する条例	田無市農業委員会委員選挙による委員定数条例

条 例 名
田無市敬老金条例
田無市小集会所建設補助金交付に関する条例
田無市公害防止条例
田無市民会館等運営審議会条例
保谷市健康づくり推進協議会設置条例
保谷市男女平等推進委員会条例
旅館業を目的とした建築の規制に関する条例
公害等規制に関する条例
田無市小売商業活動調製協議会条例
田無市道路愛称審議会条例
保谷市建築協定に関する条例

条 例 名
保谷市農業委員会の選挙による委員の定数条例
保谷市住宅マスタープラン策定委員会設置条例
田無市都市計画審議会条例
保谷市都市計画審議会条例
保谷市地区計画等の案の作成手続に関する条例
保谷市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例
田無市交通安全都市推進協議会条例
保谷市交通安全対策審議会設置条例
田無市下水道使用料審議会条例
田無市消防委員会条例

上記の条例は、新市設置日に一度失効することとなる条例で、新市の政策に基づきその事務事業の方針を定め、必要に応じて議会に提案する等を行うものである。

協議第15号

納税関係事業について

納税関係事業について、次のとおり提案する。

平成15年9月19日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

納税関係事業

前納報奨金については、住民税特別徴収（給与天引）者との均衡を欠くため、廃止の方向で調整する。

納税組合については、社会的役割が大きいと思われるので、そのまま新市に引き継ぐものの、補助金、助成金、奨励金については、見直す方向で調整する。

口座振替については、住民の利便性を考慮して全ての税目を該当金融機関で実施することとする。口座振替手数料については、統一する方向で調整する。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協議項目	納税関係事業	関係項目	地方税制・納税組合・口座振替等
調整方針・調整内容	<p>前納報奨金については、住民税特別徴収(給与天引)者との均衡を欠くため、廃止の方向で調整する。 納税組合については、社会的役割が大きいと思われるので、そのまま新市に引き継ぐものの、補助金、助成金、奨励金については、見直す方向で調整する。 口座振替については、住民の利便性を考慮して全ての税目を該当金融機関で実施することとする。口座振替手数料については、統一する方向で調整する。</p>		

協議項目	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	清水町	一迫町	瀬峰町	鷲沢町	金成町	志波姫町	花山村
1.前納報奨金	1.適用税目 町県民税 固定資産税 2.規定(交付率・取扱い) 町県民税:0.25/100 固定資産税:0.25/100 (1期の納期内に全額納付した場合のみ)	なし	1.適用税目 町県民税 固定資産税 2.規定(交付率・取扱い) 町県民税:0.5/100 固定資産税:0.5/100 (1期の納期内に全額納付した場合のみ)	1.適用税目 町県民税 固定資産税 2.規定(交付率・取扱い) 町県民税:1/100(18,000円限度) 固定資産税:1/100(20,000円限度) (1期の納期内に全額納付した場合のみ)	なし	1.適用税目 町県民税 固定資産税 2.規定(交付率・取扱い) 町県民税:0.5/100 固定資産税:0.5/100 (1期の納期内に全額納付した場合のみ)	なし	1.適用税目 町県民税 固定資産税 2.規定(交付率・取扱い) 町県民税:0.25/100 固定資産税:0.25/100 (1期の納期内に全額納付した場合のみ)	なし	1.適用税目 村県民税 固定資産税 2.規定(交付率・取扱い) 村県民税:1.00/100 固定資産税:1.00/100
2.納税貯蓄組合	1.組合数:131 2.加入世帯:2,425 3.加入率:56.9% 4.補助金規定(交付率・取扱い) 名称:納税貯蓄組合事務費補助金 ・納期内納付額割 3000万円以下の金額:1.0/100 3000万円を超える金額:0.7/100 ・組合員割 1人300円(1月31日基準)	1.組合数:118 2.加入世帯:2,665 3.加入率:63.5% 4.補助金規定(交付率・取扱い) 名称:納税推進奨励金 ・組合員割 1人1,000円 ・組合割 5,000円~50,000円(段階制) ・運営助成金 均等割(予算額の20%) 組合員数割(予算額の80%) *一般会計800,000円 *国保会計850,000円	1.組合数:158 2.加入世帯:2,697 3.加入率:68.0% 4.補助金規定(交付率・取扱い) 名称:納税奨励金 ・納付額割 納期内納税額の1.4/100 ・組合員割 500円~120,000円(段階制) ・納税組合長報奨金 組合員割 3,000円~50,000円(段階制)	1.組合数:53 2.加入世帯:607 3.加入率:48.8% 4.補助金規定(交付率・取扱い) 名称:納税奨励金 ・納付額割 納期内納入:2.0/100 事務費:3,000円 ・組合員割 1人800円 ・組合割 5,000円~120,000円(段階制) ・納税協力員謝金 ・介護保険料納入組合完納奨励金 (1件50円) ・介護保険料納入組合助成金 (1件100円)	1.組合数:55 2.加入世帯:2,231 3.加入率:84.9% 4.補助金規定(交付率・取扱い) 名称:納税奨励金 ・納付額割 1.0/100 ・組合員割 1人500円 ・組合割 1,000円~4,000円(段階制) ・納税組合長報奨金 組合長に8,500円(一律)	1.組合数:71 2.加入世帯:841 3.加入率:51.6% 4.補助金規定(交付率・取扱い) 名称:納税貯蓄組合事務費補助金 ・納付額割 納期内納入:1.5/100 ・組合員割 1人500円 ・組合割 1,000円~4,000円(段階制) ・納税組合長報奨金 組合長に8,500円(一律)	1.組合数:26 2.加入世帯:722 3.加入率:75.9% 4.補助金規定(交付率・取扱い) 名称:納税補助金 ・納付額割 納期内納入:2.4/100 年度内納入:1.5/100 ・組合員割 1人930円 ・組合割 3,000円~11,000円(段階制)	1.組合数:66 2.加入世帯:1,845 3.加入率:81.0% 4.補助金規定(交付率・取扱い) 名称:納税奨励金 ・納付額割 収納率100%:1.5/100 収納率80~100%未満:1.0/100 ・組合員割 1人200円 ・組合割 5,000円~30,000円(段階制)	1.組合数:91 2.加入世帯:1,638 3.加入率:76.9% 4.補助金規定(交付率・取扱い) 名称:納税貯蓄組合事務費補助金 ・納付額割 1.5/100 ・組合員割 1人500円 ・組合割 10,000円~45,000円(段階制)	1.組合数:22 2.加入世帯:373 3.加入率:74.45% 4.補助金規定(交付率・取扱い) 名称:納税貯蓄組合事務費補助金 ・納付額割 1.5/100 ・組合員割 1人800円 ・組合割 なし ・納付件数割 100円(納付件数1件につき) ・納期前納付 1.0/100
5.その他補助金等	・連合会補助金 ・表彰記念品 ・連合会役員謝礼	5.その他補助金等 ・連合会補助金	5.その他補助金等 ・連合会補助金 ・表彰記念品	5.その他補助金等 ・連合会補助金 ・表彰記念品	5.その他補助金等 ・連合会補助金	5.その他補助金等 ・連合会補助金	5.その他補助金等 ・連合会補助金	5.その他補助金等 ・連合会補助金	5.その他補助金等 ・連合会補助金	5.その他補助金等 ・連合会補助金 ・水道補助金 ・下水道補助金
6.研修会	・役員研修:毎年 ・組合長研修:2年に1回	6.研修会 ・役員研修:毎年 ・組合長研修:毎年	6.研修会 ・役員研修:毎年 ・地区別組合長研修:毎年	6.研修会 ・組合長研修:毎年	6.研修会 ・役員研修:毎年 ・組合長研修:毎年	6.研修会 ・役員研修:毎年 ・組合長研修:毎年	6.研修会 ・役員研修:毎年 ・組合長研修:毎年	6.研修会 ・役員、婦人部合同研修:毎年 ・組合長研修:毎年	6.研修会 ・役員研修:毎年 ・組合長研修:毎年	6.研修会 ・組合長研修:毎年 ・会計研修:毎年 ・組合員特別研修:毎年
3.口座振替	1.適用税目 町県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税 介護保険料 - 2.取扱金融機関 七十七銀行 仙台銀行 仙北信用組合 宮城労働金庫 栗っこ農業協同組合 - 一関信用金庫 郵便局 3.処理方法等 町(FD税務課作成) 銀行 町 4.口座振替手数料等 金融機関:1件10円と消費税 郵便局:1件10円	1.適用税目 町県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税 介護保険料 - 2.取扱金融機関 七十七銀行 - 仙北信用組合 - 栗っこ農業協同組合 - 一関信用金庫 郵便局 3.処理方法等 町(FD税務課作成) 銀行 町 4.口座振替手数料等 金融機関:1件15円と消費税 郵便局:1件10円	なし	1.適用税目 町県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税 - - 2.取扱金融機関 - 仙台銀行 - - - 栗っこ農業協同組合 - 郵便局 3.処理方法等 町(リスト税務課作成) 銀行 町 4.口座振替手数料等 金融機関:1件15円と消費税 郵便局:1件10円	1.適用税目 町県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税 - - 2.取扱金融機関 七十七銀行 仙台銀行 - - - 栗っこ農業協同組合 - 郵便局 3.処理方法等 町(リスト税務課作成) 銀行 町 4.口座振替手数料等 金融機関:1件10円と消費税 郵便局:1件10円	1.適用税目 町県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税 - - 2.取扱金融機関 - 仙台銀行 - - - 栗っこ農業協同組合 - 郵便局 3.処理方法等 町(FD税務課作成) 銀行 町 4.口座振替手数料等 金融機関:1件15円と消費税 郵便局:1件10円	1.適用税目 町県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税 介護保険料 - 2.取扱金融機関 七十七銀行 仙台銀行 仙北信用組合 宮城労働金庫 栗っこ農業協同組合 - 一関信用金庫 郵便局 3.処理方法等 町(FD税務課作成) 銀行 町 4.口座振替手数料等 金融機関:1件15円と消費税 郵便局:1件10円	1.適用税目 町県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税 - - 2.取扱金融機関 - 仙台銀行 - - - 栗っこ農業協同組合 - 郵便局 3.処理方法等 町(FD税務課作成) 銀行 町 4.口座振替手数料等 金融機関:1件10円と消費税 郵便局:1件10円	1.適用税目 町県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税 水利地益税 介護保険料 - 2.取扱金融機関 七十七銀行 仙台銀行 仙北信用組合 宮城労働金庫 栗っこ農業協同組合 - 郵便局 3.処理方法等 町(FD税務課作成) 銀行 町 4.口座振替手数料等 金融機関:1件10円と消費税 郵便局:1件10円	なし

参考資料	<p>【前納報奨金廃止の事例】 税収の早期確保、納税意識の向上を目的に創設された制度であり、創設当時に比べると現在の社会情勢も大きく変化し、金融機関での窓口納税、口座振替制度の普及、自主納税に対する意識の変革などで創設当時の目的は達成され、又、多額の報奨金を交付し続けることは、限られた税収では、困難な状況にある。町の財政状況や他市町村の交付状況等を調査した結果、町税の前納報奨金制度を廃止することとした。</p>	<p>【納税貯蓄組合法】(抜粋) 第2条 納税貯蓄組合とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、組合員の納税資金の貯蓄の斡旋その他の当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。 第10条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。 2 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。</p>
------	--	--